官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一一四）　三
○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（一一五）　四
○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一一六）　四
〔条　約〕
○職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）（二）　一〇
〔省　令〕
○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務五九）　四〇
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（同六〇）　四五
○企業価値担保登記規則（法務二五）　五〇
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　五五
〔法規的告示〕
○無線局運用規則第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づく総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を定める件（総務一七〇）　五七
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（同一七一）　五八
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（同一七二）　五九
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一七三）　六〇
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一七四）　六〇
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一七五）　六四
○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一七六）　六五
○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同一七七）　六五
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同一七八）　六六
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同一七九）　六七
○周波数割当計画の一部を変更する件（同一八〇）　六七
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同一八一）　六八
○動物用生物学的製剤基準及び有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する告示（農林水産五〇一）　六八
○動物用生物学的製剤検査基準（同五〇二）　六九
○動物用医薬品の検査手数料及び試験品として採取すべき数量（同五〇三）　六九
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（国土交通五一五）　七三
〔その他告示〕
○職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の日本国による批准に関する件（外務一三三）　八三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五一六～五一八、五二一～五二三）　八四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五一九、五二〇）　八六
〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣）　八八
国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　九〇
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　九三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一二七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一六八
地方公共団体
教育職員免許状失効の取消、行旅死亡人関係　一六九
会社その他
会社決算公告　一七四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。